平成２２年（フ）第１６号
高知市本町１丁目６番18号、住民票上の住所
高知県四万十市中村丸の内1640番地
債務者　桜木眞紀子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２８号
高知県宿毛市大島３番16―３号
債務者　山岡千惠子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３３号
高知県土佐清水市戎町４番８号
債務者　上岡　仁美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３４号
高知県宿毛市片島６番45―２号
債務者　善家　暢章
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３６号
高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦575番地11
債務者　曳田　茂男
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３７号
高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦575番地11
債務者　曳田　浩美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７２６号
名古屋市瑞穂区妙音通２丁目40番地　横山ビル303号
債務者　塚越　光夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６４号
埼玉県川口市並木１丁目５番41号　201号
債務者　坂岡　俊克
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
埼玉県川口市大字安行原2771番地の５　エレガンツァＡ303号、旧住所埼玉県川口市大字小谷場594番地　アンプルールフェールＷｉｎｄ305号
債務者　大貫　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
埼玉県上尾市原市3204―５、住民票上の住所
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目５番地１505
債務者　宮内　大助
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
埼玉県川口市西青木４丁目５番５号
債務者　三瓶　正己
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
埼玉県朝霞市泉水２丁目７番地33　ハイセンス泉水103号　別役方、住民票上の住所埼玉県朝霞市膝折町４丁目18番44号　パークヒルズ島の上103
債務者　中野　有美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地２　ブルーハイツＤ―303
債務者　田中　愼一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
さいたま市浦和区常盤３丁目14番３号　ラウンドハイツ106
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
さいたま市中央区下落合６丁目７番９号　セントラルハイツＮＡＫＡＤＡ301号
債務者　蓑島　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目７番11号　まさごコーポ105号
債務者　オビオハエゼ敦子（旧姓茅本）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
千葉県木更津市清見台南４丁目15番Ｋ１棟203号
債務者　礒部　知美（旧姓八尾）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部